



連携プレーで実践する 民泊等の火災予防プロジェクト



京都府 京都市消防局

事例類型	I 実効性向上 / Ⅲ 効率化 / V 人材育成 / VI 広報活動
取組期間	平成 30 年 4 月から

背景

本市では、国内外を問わず多くの観光客が訪れるなど、民泊等の宿泊施設が急増し、観光スポットが集まる地域のみならず市内全域に宿泊施設が広がっている。

特に中心市街地では、路地奥に京町家や木造長屋などが密集している地域が多く、地域住民同士のコミュニティが形成され、自治意識が高いため、これらの地域内に宿泊施設ができると、市民の生活環境に与える影響が大きい。

このため、地域住民及び宿泊客の安心・安全の確保のため、早急に、民泊等の宿泊施設に対する火災予防対策を行う必要が生じた。

内容

1. 予防体制の強化

平成30年度当初から、宿泊施設数が多い行政区を管轄している3つの消防署に予防担当職員を各2名ずつ、さらに局本部(予防部予防課)に4名、合計10名の職員を増強配置した。

これは、住宅宿泊事業法に基づく届出に関して、本市条例で消防法令適合通知書の提出が義務付けられたことに伴い、一層の増加が見込まれる同通知書の発行に伴う業務や、消防法令違反の疑いがある宿泊施設への指導業務などに対応するための措置である。また、局本部においては、各署における違反処理等の全面的な支援や、新たな施策の企画立案・運用を実施している。

2. 地域と調和した適正な宿泊施設の確保

(1) 全宿泊施設に対する消防査察の実施

平成30年度においては、原則、市内にある2,800件を超える全ての宿泊施設に対して立入検査を実施することとし、火災予防の徹底と消防法令違反の是正指導について、重点的に取り組んでいる。



<銀色ラベル> <金色ラベル>
(大きさ: 縦 17cm × 横 12cm)

(2) 消防検査済表示制度の創設

民泊施設に多い収容人員30人未満の小規模な宿泊施設(以下「民泊等の宿泊施設」という。)において、消防による検査を実施し、消防法令が守られていることに加え、一定の条件をクリアしていることが確認された場合、申請に基づき「消防検査済ラベル」を交付する制度を創設し、平成30年6月15日から運用を開始している。

この「消防検査済ラベル」を、施設の入口付近で、周囲から見えやすい屋外の位置に掲出してもらい、宿泊客や地域住民の方々に、安心・安全な宿泊施設であることを広く情報提供を行うことで、宿泊施設における適切な防火対策の取組強化と、周辺住民との良好な関係が構築されるなどの効果を期待している。

(3) 京の宿泊所防火研修の開催

民泊等の宿泊施設に関する内容に特化した新しい防火研修であり、平成30年7月から、本市の防災教育施設である京都市市民防災センター内において、定期的で開催(平成30年度は10回実施)し、宿泊施設関係者に広く受講してもらっている。

本研修は、1回あたり3時間半としており、防火等に関する講義のほか、市保健福祉局との連携を図り、旅館業法及び住



「消防検査済ラベル」

宅宿泊事業法等に関する講義を研修科目に含めて実施している。さらに、同センターの訓練施設を活用した初期消火及び避難誘導等の緊急時の対応に関する実技訓練も研修科目に取り入れるなど、実効性の高い研修としている。

3. 違法な宿泊施設の根絶に向けた連携指導等

(1) 連携指導の徹底

違法な宿泊施設に対しては、市保健福祉局をはじめとする関係部局との情報共有や、合同の立入検査などを頻繁に行っており、本市で全庁一丸となって、違法な宿泊施設の根絶に向けた取組を強化している。

具体的には、消防査察や市関係部局等からの情報に加え、市民からの民泊等の宿泊施設に関する苦情や相談を一元的に集めて対応していくことを目的に本市で設置した「民泊通報・相談窓口」からの情報を確認し、消防法令違反の疑いがある宿泊施設に対しては直ちに現地調査を行い、違反を認めた場合は、市関係部局との連携を図って徹底した是正指導を行っている。

さらに、無許可営業等の悪質な宿泊施設に対しては、旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく審査・指導などを所管している医療衛生センター(市保健福祉局)と連携した指導が一番効果的であるため、合同査察等を通じて着実に関係を深めている。

(2) 「宿泊施設災害現場チェックシート」の運用

消防隊・救急隊等が宿泊施設(無許可営業施設を含む。)に緊急出動した場合、その現場において、施設関係者による現場対応や宿泊客の状況などの情報を収集するための「宿泊施設災害現場チェックシート」を運用開始し、施設関係者による緊急時の対応や常駐体制の有無などの状況について、即座に確認し、市関係部局との情報を共有する体制も整えている。

成果

1. 予防体制強化による効果

消防法令適合通知書の交付件数について、平成26年度の1年間で107件であったものが、平成30年度においては半年間だけでも819件まで急増しているにもかかわらず、各消防署における適切な検査及び事務処理等に加えて、民泊等の宿泊施設を対象にした新しい取組の進捗状況も良好であり、予防体制を強化した効果が広く現れている。

2. 「消防検査済表示制度」及び「京の宿泊所防火研修」による効果

「消防検査済表示制度」については、地域との調和の確保に前向きな宿泊施設関係者の関心が高く、本制度の運用開始からおよそ半年間で、500件を超える宿泊施設に対して、「消防検査済ラベル」の交付を行っている。

また、「京の宿泊所防火研修」にあっては、第6回の研修を終えた時点で168名の参加があり、研修内容について非常に高い評価を受講者から受けている。アンケート結果を見ると、93%の受講者が「とても良かった」、「良かった」と回答され、特に、初期消火及び避難誘導訓練等の実技訓練が好評であり、防火意識の向上にも成果を上げていることが認められる。

3. 関係部局との連携強化

関係部局との連携強化については、情報共有や合同立入検査などを積極的に行っているため、違法な宿泊施設に対して効果的な指導が実施できている。

また、災害出動した消防隊が「宿泊施設災害現場チェックシート」を活用して情報収集を行ったところ、その施設が無許可営業の宿泊施設であることが判明したため、直ちに市保健福祉局と連携して合同で立入検査等を実施し、最終的には、無許可営業施設に対して旅館業法に基づく緊急命令(命令内容:旅館業の停止)を行った全国初の事案につながるなど、「連携プレー」の実践によって、これまでにない成果が出てきた。

特記事項

「消防検査済表示制度」及び「京の宿泊所防火研修」については、本市独自の新しい事業であるため、今後とも宿泊事業者及び市民等への普及啓発が重要であると考えている。

選考委員のコメント
防火防災上、今後様々な問題が起こり得る可能性を持つ民泊施設を対象とした先進的な取り組みであることが高く評価される。市関係部局との連携をとり、多面的な防火指導を行うことを実現した本事例は、民泊施設への防火防災に取り組む全国の消防機関にとっても模範となる素晴らしい事例である。